

平成24年3月13日

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、建築基準法第68条の2の規定による「葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」（以下「条例」という。）の一部を改正するものである。

2 改正の内容

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴う改正及び常用漢字表の改正に伴い条例の一部を次のように改正する。

- ① 第2条中「第32条第2項第2号」を「第32条第2項第1号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に改める。
- ② 第6条の2（見出しを含む。）中「さく」を「柵」に改める。
- ③ 第6条の3第2項中「第32条第2項第2号」を「第32条第2項第1号」に、「^{びま}空隙」を「空隙」に改める。
- ④ 別表第2エ欄中「付属する」を「附属する」に改め、同表キ欄中「さく」を「柵」に改める。

3 条例施行日

公布の日

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(改正部分抜粋) 新旧対照表

(常用漢字表改正による改正部分「別表第2」は省略)

現 行	改正案
<p>葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(省略)</p> <p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった別表第1に掲げる地区計画等の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画(以下「地区整備計画」という。)並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画(以下「特定建築物地区整備計画」という。)及び同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画(以下「防災街区整備地区整備計画」という。)が定められた区域に適用する。</p> <p>(省略)</p> <p>(垣又はさくの構造の制限)</p> <p>第6条の2 垣又はさくの構造は、別表第2の計画区域に応じ、それぞれ同表キ欄に掲げるものとしなければならない。</p> <p>(特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第6条の3 特定建築物地区整備計画の区域内の準防火地域(都市計画法第8条第1項第5号に規定する準防火地域をいう。以下同じ。)内においては、延べ面積が500平方メートルを超える建築物は耐火建築</p>	<p>葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>(省略)</p> <p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった別表第1に掲げる地区計画等の区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画(以下「地区整備計画」という。)並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画(以下「特定建築物地区整備計画」という。)及び同項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画(以下「防災街区整備地区整備計画」という。)が定められた区域に適用する。</p> <p>(省略)</p> <p>(垣又は柵の構造の制限)</p> <p>第6条の2 垣又は柵の構造は、別表第2の計画区域に応じ、それぞれ同表キ欄に掲げるものとしなければならない。</p> <p>(特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の構造に関する防火上必要な制限)</p> <p>第6条の3 特定建築物地区整備計画の区域内の準防火地域(都市計画法第8条第1項第5号に規定する準防火地域をいう。以下同じ。)内においては、延べ面積が500平方メートルを超える建築物は耐火建築</p>

物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物（法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）としなければならない。

2 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の敷地が特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第2号に規定する特定地区防災施設をいう。以下同じ。）に接する場合は、当該敷地と当該特定地区防災施設との境界線からの高さが5メートル未満の範囲（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下「間口率」という。）の最低限度を超える部分を除く。）は、空隙げきのない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。

3 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物が防火地域（都市計画法第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）及び準防火地域にわたる場合において、当該建築物のうち準防火地域に存する部分が防火上有効な構造の防火壁で区画されているときは、当該建築物の準防火地域に存する部分（当該防火壁外の部分に限る。）の構造に関する防火上必要な制限は、この条に規定する制限を適用する。

(省略)

物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とし、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物（法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）としなければならない。

2 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の敷地が特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する特定地区防災施設をいう。以下同じ。）に接する場合は、当該敷地と当該特定地区防災施設との境界線からの高さが5メートル未満の範囲（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下「間口率」という。）の最低限度を超える部分を除く。）は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。

3 特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物が防火地域（都市計画法第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）及び準防火地域にわたる場合において、当該建築物のうち準防火地域に存する部分が防火上有効な構造の防火壁で区画されているときは、当該建築物の準防火地域に存する部分（当該防火壁外の部分に限る。）の構造に関する防火上必要な制限は、この条に規定する制限を適用する。

(省略)